

税務署から

給与の源泉所得 税の納付期限

給料・賞与に係る源泉所得税の納付期限は次のとおりです。

【毎月納付の方】

平成18年12月支給分

平成19年1月10日（水）

【納期特例の方】

平成18年7月～12月支給分

平成19年1月10日（水）

【納期特例の方で 延長申請をされている方】

平成18年7月～12月支給分

平成19年1月22日（月）

（ただし、源泉所得税の滞納がない方）

◆注意事項

納付すべき税額がない場合でも、給与などの支払があれば納付書を作成の上、税務署へ直接提出してください。

◆問い合わせ先

米子税務署

☎0859・32・4121

「振り込め詐欺」 にご注意を

税務署や県税事務所の職員をかたり「税金の還付がある。金融機関などのATM（現金自動預払機）に行き、言うとおりにATMのボタンを押してほしい。」という手口でお金をだまし取ろうとする事件がありました。

税務署や県税事務所では、還付金の受取手続きのためにATMの操作を求めることはありません。

国税や県税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

おかしい?と思われるら電話でお知らせください。

◆連絡先

米子税務署

☎0859・32・4121

西部県税事務所

☎0859・31・9601

選挙

選挙人名簿抄本の 閲覧制度が見 直されました

平成18年11月1日から、選挙人名簿抄本を閲覧できる場合は、次のとおりです。

①特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうか確認するために閲覧する場合

②公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うために閲覧する場合

③統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で、公益性が高いと認められるものうち、政治選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

※市町村選挙管理委員会は、不当な目的に利用されるおそれがある場合閲覧を拒否できます。
※選挙人名簿のコピーは今後は認められません。

◆閲覧の申し出をする場合は以下の書類が必要となります

必要な書類	①登録の有無 の確認	②政治活動・選挙運動		③調査研究
		公職の 候補者など	政党その他の 政治団体	
i 閲覧申出書	i 閲覧申出書	ii 閲覧申出書	i 閲覧申出書	i 閲覧申出書 ii 調査研究の概要・実施体制を示す資料
		ii 公職の候補者となろうとするものであることを示す資料	ii 政治団体設立届出書の写し iii 活動実績を示す資料	

このほか、実際に閲覧をするときには、本人確認のため、顔写真付きの身分証明書の写しをいただきます。

補助制度

ペレットストーブ 設置費補助制度

◆目的

ペレットストーブの普及を促進し、森林資源の有効活用を図ること

◆補助の対象となる経費

・大山町の方が町内の住居に設置する場合に要する経費
・町内に本店または主な事務所のある法人の事務所に設置する場合に要する経費

◆補助額 1台につき5万円

◆申請、お問い合わせ先

大山町役場企画情報課

☎0859・54・5202

※ペレットストーブとは？

製材工場などから出る端材を粉砕し、円筒形に固めたものを木質ペレットといいます。これを燃料として使用するストーブのことをペレットストーブといいます。（日本製のものが補助対象です。）